

## 町田市職員措置請求書

### 1. 請求の要旨

#### ◇誰が（請求の対象職員）

- ・町田市長（環境資源部）

#### ◇いつ、どのような財務会計行為を行っているか。

##### ①業務委託契約書

- ・委託件名：イベントごみ減量普及事業委託
- ・契約確定日：2009年7月10日
- ・履行期限：2009.7.10～2010.3.31

- ②上記契約についてNPO法人「町田発ゼロ・ウェイストの会」の見積書をもとに、委託契約金883,000円を支払った。

#### ◇その行為は、どのような理由で違法、不当なのか。

委託業者を決定する手続きにおいては公平性、透明性が求められるが、委託料の積算等においても同様だと考える。

委託料の積算が不透明では業者決定の妥当性について説明ができないが、一方、委託料の算定方法を明確に示しえたとしても、その後のフォローがなければ委託料の支払いに疑義が残る。このこと、即ち、公平性・透明性の確保は、契約のなかでも特命随意契約においては、決定的に重要であると考ええる。

当該事業の再委託先のNPO法人がすでに公表している『2009年度 特定非営利活動に係る事業の会計 部門別収支計算書』と『リサイクル公社と委託契約し請求した金額』に差異が生じている。町田市が委託料の支出先での使用内容、或は、決算内容の検証をせずに支払ったことは不適切であると考ええる。

#### ◇その結果、どのような損害が市に生じているのか。

契約および委託料支出の透明性が疑われ、委託事業が経済性・効率性等の観点から見ても妥当であったか疑義が残る。また市民の税金が不当に使われることとなる。

#### ◇どのような措置を請求するのか。

- ①町田市はリサイクル公社に対し、以下のことをさせること。

リサイクル公社は業務委託先のNPO法人に対し、事業活動の支出明細と委託料の清算書を提出させ、委託料の確定・清算を行い、差額を返還させること。

- ②前述のような不適切な事態が再発しないよう行政における仕組み作りを要望する。

### 2. 請求者

- 別紙：①NPO法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」総会議案書（他2件との共用資料）  
②起案書・③業務委託契約書・④業務委託契約約款・⑤業務委託仕様書  
⑥情報セキュリティ確保・個人情報保護のための外部委託管理に関する特記仕様書  
⑦見積書・⑧支出負担行為兼命令整理票・⑨ステーション設置運営報告書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成22年6月2日

町田市監査委員 殿

10町監第76号の3  
2010年7月29日

請求人

町田市監査委員	小	西	弘	子
同	木	下	健	治
同	佐	藤	洋	子
同	藤	田		学

町田市住民監査請求監査結果通知書  
(町田市職員措置請求について)

2010年6月2日付けで請求のあった標記のことについて、地方自治法第242条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

(注) 年の表記は、原則として西暦を用いている。

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

### 2 請求書の提出

2010年6月2日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実 (要旨)

町田市 (以下「市」という。) は、町田市リサイクル公社 (以下「公社」という。) とイベントごみ減量普及事業委託契約 (以下「委託契約」という。) を締結している。公社は当該事業の一部である助言相談業務、ステーション設置運営支援業務、パネル作製業務 (以下「助言相談等業務」という。) をNPO法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」 (以下「NPO法人」という。) に再委託し、委託料88万3千円を支払っている。しかし、NPO法人が公表している「2009年度特定非営利活動に係る事業の会計 部門別収支計算書」によると、この事業に要した支出額は63万3,739円であり差異が生じている。

このことから、市が助言相談等業務の再委託料について、支出先での使用内容、あるいは、決算内容を検証せずに支払ったことは不適切な支出であると考える。

#### (2) 措置要求

ア 市が公社と委託契約を締結している業務のうち、再委託にかかる助言相談等業務について、再委託先のNPO法人に事業活動の支出明細と委託料の精算書を提出させ、再委託料の確定・精算を行い差額の返還を求めるなど必要な措置を講じること。

イ 今後、本件のような不適切な事態が再発しないよう行政における仕組み作りをすること。

### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条所定の要件を備えているものと認めた。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

市が、公社に対し委託料として支払った1,396万8,150円のうち、公社がNPO法人に再委託し委託料として支払った88万3千円は違法・不当な公金の支出であるか否かを監査対象とした。

### 2 監査対象部

環境資源部を監査対象とした。

### 3 証拠の提出及び陳述

請求人は、事実証明書①～⑨（後記）を提出した。

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、2010年6月21日に請求人の陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、環境資源部職員が立ち会った。

また、同日に環境資源部長の陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

### 4 関係職員に対する事情聴取

2010年7月5日に環境資源部長、同部ごみ減量課長に対して事情聴取を行った。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 市と公社との委託契約について

市は2009年7月1日、市内で行われるイベント等において排出されるごみ減量を達成する目的で、公社とイベントごみ減量普及事業を委託する委託契約を締結した。

#### (2) 市と公社との委託契約の金額について

市は公社から提出された見積書の内容を精査し、契約金額1,396万8,150円で委託契約を締結した。

#### (3) 市と公社との委託契約の内容について

委託契約の仕様書によると、履行期限は契約日から翌年3月末日とし、業務の範囲は「(1) 利用促進業務、(2) 受付業務、(3) 助言相談業務、(4) 分別ステーションの設置運営支援業務、(5) エコ食器導入支援業務、(6) 回収業務、(7) 記録の整理及び報告業務、(8) 調査業務」である。

- (4) 市と公社との委託契約の契約締結から検査、支払までの流れについて
- ア 2009年7月1日、市は公社と委託契約を締結した。
  - イ 市が公社に支払う委託料は、契約時に2分の1を支払い、契約期間の終了時に2分の1を支払い、契約期間終了の日に精算を行うものとされている。
  - ウ 2009年7月6日付けで、公社から市に対し「イベントごみ減量普及事業委託の一部再委託について（承認願い）」が提出され、同日市は業務委託契約約款第5条の規定に基づき再委託を承認した。
  - エ 2009年11月11日付けで、公社から市に対して第1回目の委託料の請求書が提出された。
  - オ 2009年12月10日、市は契約に基づき、委託料の2分の1である698万4,075円を支払った。
  - カ 2010年3月31日付けで、公社から市に対してイベント実態調査事業の調査報告書が提出された。
  - キ 2010年4月15日付けで、公社から市に対して委託契約を締結した業務全体の実績報告書が提出された。
  - ク 2010年4月15日、市は公社から提出された各報告書により委託契約を締結した業務全体の履行状況を確認し、2010年3月31日付けで検査の合格証を発行した。
  - ケ 2010年4月22日付けで、公社から市に対して第2回目の委託料の請求書が提出された。
  - コ 2010年5月10日、市は委託料の2分の1である698万4,075円を支払った。
  - サ 公社から市に対して、2010年5月13日付けの「平成21年度（2009年度）粗大ごみ等リサイクル事業業務委託料の精算について」と題する報告書が提出された。この報告書により、すでに支払われた1,396万8,150円から事業費合計額956万4,503円を差し引いた440万3,647円が、2010年5月20日、市に戻入された。
- (5) 公社がNPO法人に再委託した業務内容及び金額について
- 再委託契約の業務内容は、イベントごみ減量普及事業のうち一部（パネル作製業務、助言相談業務、ステーション設置運営支援業務）とした。
- 再委託の契約金額は、説明会用のパネル作製業務が5万3千円、助言相談業務が1か所当たり1万3千円、ステーション設置運営支援業務が1日当たり3万5千円とした。
- (6) 公社がNPO法人に再委託した業務の履行確認について
- 各業務終了後にNPO法人から公社に提出された報告書は市にも提出されており、市はこの報告書によって業務の履行状況を確認した。

## 2 関係職員の説明

### (1) 市と公社との再委託の手續について

2009年7月6日付けで公社から市に対し「イベントごみ減量普及事業委託の一部再委託について（承認願い）」が提出され、市は内容を確認し問題がないと認めたことから、同日付けで業務委託契約約款第5条の規定に基づき再委託を承認した。

### (2) 公社がNPO法人に再委託した業務内容と契約金額について

再委託契約の業務内容と契約金額は、説明会用のパネル作製業務が5万3千円、助言相談業務が1か所当たり1万3千円、ステーション設置運営支援業務が1日当たり3万5千円である。

### (3) 公社がNPO法人に再委託した業務の履行確認と支払について

再委託した業務については、NPO法人から公社に対し各業務の報告書が提出されている。公社は、この報告書によってNPO法人が行った業務の履行状況を確認し、契約の目的を満たしていると認めた上で、NPO法人からの請求に基づき、パネル作製業務5万3千円、助言相談業務13万円（10か所分）、ステーション設置運営支援業務70万円（延べ20日分）、合計88万3千円を支払った。

### (4) 公社がNPO法人に再委託した業務の履行確認について

助言相談業務については、公社職員はすべての相談業務に同行している。ステーション設置運営支援業務については、公社職員は各イベントの物品等の準備、運搬、設置、イベント終了時の物品等の撤収作業を行っているため、NPO法人の業務の履行状況を確認している。各業務終了後にNPO法人から公社に提出された報告書は市にも提出されており、市はこの報告書によって業務の履行状況を確認した。助言相談等業務のうちパネル作製業務については、市は作製したパネルの現物を確認した。

### (5) 市と公社との委託料の支払について

委託契約の委託料については、公社から提出された各報告書により委託契約を締結した業務全体の履行状況を確認した上で支払をし、契約期間満了後に不用額の精算を行っている。

## 3 判断

本件請求において請求人は、町田市長が公社に対し支出した委託料のうち再委託先であるNPO法人に支払われた金額とNPO法人が委託業務に要した費用の差異が違法・不当な公金の支出であり、これにより市が被った損害につき、差額相当額の返還を求めると損害を補填するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための行政の仕組み作りを求めていると解される。

そこで、以下このことについて、前記事実関係の確認、関係職員の説明、関係資料

の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 市が公社に支出した委託料は、違法・不当な支出であるか

公社がNPO法人に再委託した助言相談業務については、公社職員はすべての相談業務に同行し、NPO法人の業務の履行状況を確認している。また、ステーション設置運営支援業務については、公社職員は各イベントの物品等の準備、運搬、設置、イベント終了時の物品等の撤収を行っているため、NPO法人の業務の履行状況を確認している。各業務終了後にNPO法人から公社に提出された報告書が市に提出されており、市はこの報告書によって業務の履行確認をしている。

この報告書には実際に業務を行っていないければ書くことのできない詳細な内容が記載されており、NPO法人が契約内容どおりに業務を履行したと判断できるものである。また、パネル作製業務については、市は作製されたパネルの現物を確認することにより業務の履行確認をしている。その上で、市は公社がNPO法人に支払った金額と同額を委託料の一部として公社に支払っている。このことから、本件支出は、違法・不当な支出とはいえない。

#### 4 結論

本件支出は違法・不当な支出ではないことから、請求人の主張には理由がない。

## 資料（町田市職員措置請求書）

### 町田市職員措置請求書

#### 1. 請求の要旨

##### ◇誰が（請求の対象職員）

- ・町田市長（環境資源部）

##### ◇いつ、どのような財務会計行為を行っているか。

町田市は、リサイクル公社と町田市イベントごみ減量普及業務委託契約を締結している。

リサイクル公社は、「町田発・ゼロ・ウェイストの会」と①の業務委託契約を締結している。

##### ①業務委託契約書

- ・委託件名 : イベントごみ減量普及事業委託
- ・契約確定日 : 2009年7月10日
- ・履行期限 : 2009. 7. 10～2010. 3. 31

②上記契約についてNPO法人「町田発ゼロ・ウェイストの会」の見積書をもとに、委託契約金883,000円を支払った。

##### ◇その行為は、どのような理由で違法、不当なのか。

委託業者を決定する手続きにおいては公平性、透明性が求められるが、委託料の積算等においても同様だと考える。

委託料の積算が不透明では業者決定の妥当性について説明ができないが、一方、委託料の算定方法を明確に示しえたとしても、その後のフォローがなければ委託料の支払いに疑義が残る。このこと、即ち、公平性・透明性の確保は、契約のなかでも特命随意契約においては、決定的に重要であると考ええる。

当該事業の再委託先のNPO法人がすでに公表している『2009年度 特定非営利活動に係る事業の会計 部門別収支計算書』と『リサイクル公社と委託契約し請求した金額』に差異が生じている。

町田市が委託料の支出先での使用内容、或は、決算内容の検証をせずに支払ったことは不適切であると考ええる。

##### ◇その結果、どのような損害が市に生じているのか。

契約および委託料支出の透明性が疑われ、委託事業が経済性・効率性等の観点から見ても妥当であったか疑義が残る。また市民の税金が不当に使われることとなる。

##### ◇どのような措置を請求するのか。

①町田市は、リサイクル公社に対し、以下のことをさせること。

リサイクル公社は委託先のNPO法人に対し、事業活動の支出明細と委託料の清算

書を提出させ、委託料の確定・清算を行い、差額を返還させること。

②前述のような不適切な事態が再発しないよう行政における仕組み作りを要望する。

別紙：①NPO法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」総会議案書（他2件との共用資料）②起案書・③業務委託契約書・④業務委託契約約款・⑤業務委託仕様書⑥情報セキュリティ確保・個人情報保護のための外部委託管理に関する特記仕様書⑦見積書・⑧支出負担行為兼命令整理票・⑨ステーション設置運営報告書

（以上、原文のまま掲載）